

令和4年度 社会福祉法人 賀光会 賀光寮事業計画

賀光寮は社会福祉法人制度改革が進むなか、組織運営のガバナンスの向上はもとより、公益的な取り組み、地域貢献を目的とした実践を確実に重ねていく必要があります。令和4年度は、地域と利用者から、より信頼される「賀光寮」を目指します。

社会貢献に積極的、継続的に取り組むため、藤井寺市社会福祉施設連絡会及び大阪府社会福祉協議会の「大阪しあわせネットワーク」の一員として、施設間連携と協働による生活困窮者支援を行ってまいります。その一環として、一時生活支援事業、中間的就労等の事業を実施します。

また、地域の保育所、小学校、こども会、自治会等への陶芸教室の実施協力、高齢核家族等への環境整備等の地域に向けての貢献活動を継続します。

利用者支援においては、法人の理念、基本方針に基づき、利用者主体の質の高い総合的な福祉サービスの提供と作業科やクラブ活動の活性化に努めてまいります。

令和4年度「賀光寮」運営方針

法人の理念、基本方針に基づき次の5項目を賀光寮の運営方針とします。

新型コロナウイルス対策については、6の新型コロナウイルス感染防止対策（以後、新型コロナウイルス感染防止手順という。）に基づいて、実施します。

I 総合的な福祉サービスの提供

個別支援計画を作成し、利用者の意向や意欲を重視した支援をします。支援にあたっては、人権の尊重とプライバシーの保護に留意し、チームワークをもって、専門機能を生かした総合的な福祉サービスを提供します。

II 法令遵守

虐待の防止や個人情報の的確な取り扱いなど法令、規則、要綱、要領などを遵守した支援をします。

III 専門性の向上

改革の精神と意欲に満ちた人材の育成、質の高いサービス提供ができるよう専門知識と技術の向上に努め、利用者から信頼される施設を目指します。

IV 経営の安定と透明化

質の高いサービスを安定して提供するため、定員を確保した運営に努め、経営基盤を強化します。また経営と施設情報を積極的に公開します。

V 地域共生と情報発信

セーフティネットとしての機能とともに、利用者にとって潤いのある生活

や活動を提供します。また、地域の一員としての施設機能について情報発信し、協働して地域福祉の向上に貢献します。

令和4年度「賀光寮」運営方針に基づく計画

1 総合的な福祉サービスの提供

(1)生活支援

利用者主体で本人の意向が尊重され、個々の課題と障がい特性、医療情報等に基づいた本人の同意を得た個別支援計画を作成します。新規入所利用者の個別支援計画を速やかに作成するとともに、必要なモニタリングと支援計画の見直しを行います。個別の支援計画と支援方針を職員間で共有し、統一した支援を効果的に行います。

以下のサービス提供を新型コロナウイルス感染防止手順に基づいて行ないます。また、内容や実施時期を検討して行います。

ア 日常的な支援

- ・作業、日常生活全般について支援を行います。
 - ①生活支援 介助入浴、洗濯、清掃、買物、外出など
 - ②作業等支援 作業棟、食堂、居室などの定期的な状況把握と支援
 - ③夜勤支援 夜間の定時的な状況把握と支援及び緊急対応
 - ④通院支援 通院、入院時の支援(医療情報の把握など)

イ 生活相談

- ・相談員等による生活相談（月1回）を行います。
 - 居室や作業室などの巡回と面談室での個別相談で生活上の悩みなどを聴き心の安定を図ります。
 - また、職員の心身の安定を図るための相談を行います。

ウ 理学療法

- ・理学療法士による個別またはグループのプログラムを週3回提供し、心身機能およびADLの維持、向上を図ります。
- ・集団のプログラムとして、週一回の「テレビ体操」「イス体操」「ストレッチ運動」は、引き続き運動不足の傾向がある利用者および活動性の乏しい利用者に参加を勧め、継続して実施します。

エ 居宅生活訓練事業及び保護施設通所事業による地域移行支援

- ・地域移行を目指し、生活訓練が必要な利用者に、居宅生活訓練事業による自立生活を目標とする生活支援を6ヶ月から2年間行います。
- ・居宅生活訓練事業の利用終了後に、必要な希望者には保護施設通所事業の利用による地域での安定した自立生活が営めるように支援を行います。

オ 食事

- ・食事は、大きな楽しみであります。利用者が楽しめる時間とするため、下表のとおり実施します。

①イベント食	美味しく、楽しい食事を提供する為に月1回イベント食（選択メニューを含む）を継続して実施します。
②行事食	バーベキュー、防災訓練、もちつき大会、年忘れ会、回転寿司などをそれぞれ年1回（計5回）実施します。
③季節のメニュー	4月（菜の花）、5月（こどもの日）、7月（七夕）、9月（お月見）、10月（ハロウィン）、11月（秋野菜）、1月（正月）、2月、（節分）、3月（桃の節句）に季節を感じるメニューを提供（年9回）します。
④おやつ	美味しく、楽しんでいただけるように季節を感じられるメニュー等を月1回提供します。
⑤給食委員会	利用者代表、栄養士、受託業者、第三者委員、担当職員で構成する給食委員会を月1回開催し、給食への利用者の意見、希望を聞きメニューに反映します。
⑥嗜好調査	定期的に嗜好調査アンケートを行い、その結果をメニューに反映させます。 また、透析患者や糖尿病など食事制限のある方には同意を得たうえで、症状に沿った食事を提供します。

カ 健康管理

- ・利用者の健康に関する情報は全職員で共有し、福祉事務所、関連医療機関と連携し利用者の健康増進に努めます。

身体、知的、精神等に障がいのある利用者の状態に沿った支援をします。

①感染症の対策として

新型コロナウイルス、インフルエンザなどの感染症が発生した場合、手洗いの励行など感染症マニュアルに沿って感染防止に努めます。

- ・新型コロナウイルス感染予防のため、大阪府の方針に沿ってワクチン接種の支援を行います。
- ・職員のPCR検査を、大阪府の要請に応じておこないます。
- ・インフルエンザ感染予防のため、利用者、職員に予防接種を行います。
- ・感染症（新型コロナウイルス、ノロウイルス、疥癬など）対策を徹底します。
- ・トイレ、多目的室、手すり等の関連設備の清掃、消毒を徹底します。

②服薬管理

服薬の自己管理ができない利用者の服薬管理を支援します。

③健康診断

健康診断を年2回実施し、歯科検診を年1回行います。

キ 賀友会活動（利用者自治会）

平成24年度に再発足した賀友会の活動が活性化するように継続して支援します。

毎月1回開催される部屋役員会は利用者の意見表明の機会とし、生活課題やレクリエーションなどについて主体的に話し合いを行ないます。

また、賀友会役員立会いで開封した「意見箱」の内容と検討事項を報告し、その内容および利用者の意見を重視し、施設の運営に反映してまいります。

ク レクリエーションの実施

生活に潤いを得るために利用者の意見を反映したレクリエーションを実施します。日中活動の場を広げるため、クラブ活動等を行います。

①寮内喫茶	利用者交流や利用者のリラクゼーションのため、喫茶メニュー、食堂レイアウト、音楽、飾りなどに創意工夫を凝らし、寮内喫茶を月1回実施します。
②誕生会	利用者の希望による外出も含め、誕生会を寮内外で該当月に実施します。
③イベント湯	通常の入浴日と別に季節を考慮したイベント湯を5月（菖蒲湯）、12月（ゆず湯）に実施します。
④クラブ活動	七宝、書道、カラオケクラブを継続して行います。また、生活に潤いをもたらすため、園芸、陶芸、その他の活動について、利用者の希望に基づいて検討します。 （カラオケクラブについては、新型コロナウイルス感染状況を見たうえでの実施になります。）
⑤救護施設合同文化事業	利用者同士で協働し、歌や踊り等の発表を行い、救護施設間の交流を深めます。また、陶芸、園芸及び七宝等の作品を出展します。
⑥季節レクリエーション	花見、バーベキュー、日帰り旅行、もちつきなど、利用者の意見を基に季節に応じたレクリエーションを行います。

ケ 災害・事故予防対策

避難消防訓練を年2回（1回は消防署立会い）以上実施いたします。そのうちの1回は大阪880万人訓練の実施日に合わせて、地震、防災、防犯訓練を行います。同時に、備蓄食の食事体験、備蓄食の賞味期限及び災害時用備品の動作確認と点検を行います。

備蓄食は、法人として130人（賀光寮利用者50人、ポプラ利用者20人、地域の方30人、賀光会職員30人）の3日分、1,170食を準備します。

また、柏羽藤消防組合主催の防災講習会などの研修に参加し、災害予

防知識の向上に努めます。

交通安全に関する専門家を招いた講習を実施し、安全運転を徹底するための事故防止対策と交通法規についての学習等を実施します。

コ 環境衛生

・次のとおり寮内を美しく清潔に保ちます。

- ①トイレ、入浴設備、居室、食堂、廊下、手すりなどをマニュアルにそって清掃します。特に食堂のテーブル、椅子、床は消毒を徹底します。
- ②シーツ交換を2週間に1回行います。また居室、医務室、静養室の清掃と床の消毒を行います。利用者が自身で行うことを希望される場合は、自分の居室の掃除機かけなどを職員が見守り、または、ともに行います。
- ③利用者の使用する冷蔵庫を除菌清掃(週1回)するとともに冷蔵庫内に保存された食品の賞味期限の点検(週1回)を行います。

(2)作業支援

生きがいをもたらし利用者の社会参加と就労を促進し、地域に貢献できる作業を導入するため、次の作業科で個別支援計画に基づいた作業支援を実施します。

必要に応じてボランティア等による技術の導入を図り、利用者の要望をもとに就労に向けた外部実習を検討します。

また、工賃規定により分配された工賃を支払います。

ア 陶芸科

ろくろや石膏型を使用する等、完成度の高い作品作りを目指します。作品は、地域の祭りへの出店や救護施設合同文化事業に出品し、利用者の制作意欲を高めます。

また、賀光寮オリジナルの「干支の土鈴」制作に取り組み、毎年「葛井寺観音」からいただく400個の注文や法人関係者への販売および関係機関への配付に対応します。

イ 農園芸科

果樹、野菜および花の育成を行い、施設内の庭や花壇の手入れを実施します。また、ボランティアとの連携を行い、参加者の意識や生きがい等の向上を目指します。

ウ 環境整備科

敷地内の清掃、各種ゴミの整理、土木修繕、イベントの飾りつけを行い、施設の美化やレクリエーションの充実に努めます。また、地域に貢献できる作業として、庭木の伐採・剪定、除草作業を依頼にもとづいて実施します。

エ ライトワーク科

病弱な利用者や体力に自信のない利用者が参加機会を得られるように配慮し、内職的な作業を中心として行います。

オ OA（パソコン）科

エクセル、ワードによる文書作成に取り組み、賀友会の配布物や「きずな」（賀光会機関紙）等の版作成、印刷を行います。

カ リフォーム（縫製）科

衣類の補修、裾上げ、寸法直しや雑巾の製作等を行います。

(3) 居宅生活訓練事業

利用者が円滑に居宅生活に移行できるように、訓練用住居で、より居宅生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行ないます。日中活動として施設を利用される方には陶芸、農園芸、環境整備、ライトワーク、リフォームの作業を提供します。

(4) 保護施設通所事業

居宅生活訓練事業を終了し、退所された人を中心に、安定した地域での自立生活が継続できるように作業科やクラブ活動に参加していただき、生活の充実につながるように支援します。

また、定期的に居宅への訪問を行い必要な支援をします。

2 法令遵守

(1) 個人情報保護

個人情報保護は規定を順守し、情報提供については利用者の同意を得て行います。

マイナンバー等の特定個人情報について厳格な情報保護を行います。

(2) 身体拘束・虐待の禁止

職員行動規範に基づいて安心、安全なサービス提供に努め、いかなるときにおいても、利用者の尊厳と人権を尊重し、職員や他の利用者による不適切行為がないように支援します。

また、「身体拘束廃止委員会」等により、身体拘束の有無とその内容について、定期的に確認と検証を行い、不適切行為の防止に努めます。

(3) コンプライアンス

行動規範、虐待防止、などコンプライアンスの自己チェックを全職員が行い、人権尊重、虐待防止、コンプライアンスへの職員の意識向上を図ります。

3 専門性の向上

(1) 職員研修

職員の資質向上のために職域外研修として全国社会福祉協議会、全国社会福祉施設経営者協議会、全国救護施設協議会、大阪府社会福祉協議会、近畿救護施設協議会、藤井寺市社会福祉施設連絡会、よりそいネットおおさか等が実施する研修会に参加します。

職域内研修としては次のとおり実施し、職員の資質向上を図ります。

ア 職員研修報告会を実施し全職員の資質向上を図ります。

イ 人権、法人理念、基本方針、各種マニュアルに関する研修を各年1回以上行います。

ウ 感染症及び食中毒を防止する観点から感染症に関する研修を年1回以上実施します。

また、地域貢献を円滑に行うためコミュニティソーシャルワーカーの養成及び技術向上研修に派遣します。

(2) サービスの質の向上

サービスの質の向上を図るために、以下とおり行い、事業目的を明確に理解し、支援員それぞれが自身の課題を発見し、資質向上を図れるようにします。

・ 支援会議

利用者個々の支援についての検討、職員間の情報共有、支援の標準化、業務改善等を目的に、支援会議を月2回実施します。

・ 自己評価

(ア) 顧客満足度調査

(イ) 施設の自己評価

(ウ) 法人理念、職員倫理綱領、職員行動規範に関する認識

(エ) コンプライアンス意識

サービスの質の向上を図るために、顧客満足度調査及び施設の自己評価を行います。また、法人の理念、職員倫理綱領、行動規範に関する職員個々の自己チェックを行い、職員の意識と資質向上を図ります。

令和4年度は(イ)施設の自己評価と(エ)コンプライアンス意識調査を行う予定です。

・ 各マニュアルの整備を毎年行います。

(3) 苦情解決

苦情・要望については、ホームページで公表し、苦情解決システムの適切な活用を図るとともに、第三者委員による巡回相談や相談員による生活相談の機会を提供します。

(4) リスク管理

不審者の対応においては、利用者、職員を守るため、さすまた、防犯ブザーを用いた自衛手段を職員に徹底し、周知します。

事故が発生した時には、速やかに関係機関などに連絡を行い、さらにその発生がどうして起きたのか、どうすれば防げたのかを検証し、再発を防止します。

「ヒヤリハット」の活用によりリスク管理を行い、サービスの向上を図ります。

4 経営の安定、透明化

経営の安定のため、定員を確保した運営に努めます。

緊急一時入所、一時生活支援事業等の利用についての相談や依頼には、可能な限り対応します。

また、経営と施設情報を積極的に公開し、法人のホームページや広報誌“きずな”及び全国経営協ホームページに掲載します。

5 地域共生と情報発信

(1)社会貢献

地域福祉に貢献するため公益的な取組等を行います。

ア 生活困窮者等の支援のための相談、受入及び支援

イ 中間的就労の利用希望者への相談、受入及び支援

ウ 藤井寺市社会福祉施設連絡会での施設間協働による生活困窮者等の地域貢献活動

エ 「大阪しあわせネットワーク」による生活困窮者への支援

オ 矯正施設出所者等への支援

(2)地域貢献

ア 一時入所等、緊急の要望に可能な限りの対応

イ 災害等の緊急時に避難場所として地域に開放

ウ 環境整備科作業による地域貢献

エ 退所者、ボランティア、福祉実習生、介護等体験生の受入

オ 地域の陶芸教室(保育所、小学校、こども会、自治会等)への協力

カ 小学校、中学校等の職場体験等、学校教育への協力

(3)地域交流

地域の一員として、交流を促進するとともに地域福祉の向上を図ります。

ア 賀光会バザールの開催

イ 地域と協働したもちつき大会の実施

ウ 「南藤井寺ふれあい祭り」(南藤井寺地区主催)等の地域行事に藤井寺市社会福祉施設連絡会や地元町会と連携して参加

(4)広報活動

地域の一員として、施設機能について情報発信し、協働して地域福祉の向上に貢献します。

ア 広報誌「きずな」を年2回発行し、利用者の日々の活動や賀光会の行事などの紹介をします。

イ 賀光会ホームページを年2回以上更新し、施設の話は随時発信します。

ウ 地域の行事に参加し、事業所の広報に努めます。

6 賀光寮新型コロナウイルス感染防止対策

【新型コロナウイルス感染防止手順】

(1) 日常生活の対策

- ・飛沫防止のため、マスクの着用の注意喚起を行います。
- ・手洗いと手指の消毒の消毒実施の注意喚起を行います。
- ・毎朝、事務所にて検温を実施し、記録を行います。
- ・食事は利用者同士が対面にならないように、食堂の座席を減らし、1階と2階の利用者の食事時間を分けて提供します。

(2) 作業活動の対策

- ・屋内で共同作業を行うライトワークについては、飛沫防止のため利用者間に透明なシートを設置し、作業を行います。

(3) 発熱者の支援

- ・発熱している利用者が確認された場合、個室での隔離対応を行います。食事の居室配膳、薬の配薬と服薬確認、バイタルの測定を行います。
また、医療機関を受診し、抗体検査・PCR検査を受けていただきます。検査結果が陰性の場合、主治医と相談し、隔離（5日程度）を継続し様子観察を行います。
- ・発熱が確認された利用者の同室の利用者については、居室での隔離対応を行います。食事の居室配膳、薬の配薬と服薬確認、バイタルの測定を行います。
- ・新型コロナウイルスによる感染が陽性の場合、保健所に連絡し、必要な対策と指示を求めます。

(4) 建物・車両、その他の対策

- ・2時間に1回以上、居室等の窓を開放し喚起を行います。
- ・一日2回以上、手すりやドアノブ等の消毒を行います。
- ・車両使用後には、その都度消毒を行います。
- ・来訪者が来られた際は、検温を実施していただき、体温、氏名、住所の記録を行います。

(5) 支援員の対策

- ・出勤前または出勤時に検温を実施し、記録を行います。
- ・発熱があった場合は、医療機関を受診し、結果を報告していただきます。
- ・手指の消毒をこまめに行います。
- ・常時マスクの着用し、支援を行います。

令和4年度 賀光寮行事予定

4月	花見
5月	イベント湯(菖蒲湯)
6月	避難訓練(火災想定) 大掃除 バーベキュー
7月	歯科検診
8月	盆休み(DVD鑑賞、将棋大会、カラオケ大会) 南藤井寺ふれあい祭り
9月	防災訓練(地震想定、防災、防犯訓練) 健康診断
10月	第41回賀光会バザール
11月	救護施設合同文化事業 日帰り旅行 インフルエンザ予防接種
12月	もちつき大会 イベント湯(ゆず湯) 大掃除(居室) 年忘れ会
2月	回転寿司 健康診断

※喫茶、イベント食、誕生会、賀友会(自治会)は毎月実施いたします。
 ※上記の行事及び介護等体験実習、社会福祉実習の受け入れについては、
 新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染防止
 手順に基づいて実施します。